



平成19年5月17日

各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号  
平和不動産株式会社  
取締役社長 金原策太郎  
(コード番号8803)東京・大阪・名古屋市場第一部・福岡・札幌  
問合せ先 専務取締役 高橋宏普  
TEL 03-3666-0182

### 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の企業価値の向上ならびに株主の皆様の共同の利益確保を目的として、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

なお、本プランの導入については、本年6月27日に開催する当社定時株主総会で株主の皆様にご審議いただき、株主の皆様のご承認を条件に導入することといたします。

また、本プランを決定した取締役会には監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、賛成する旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社株式の大量買付に関する打診および申し入れ等は一切ございませんので念のために申し添えておきます。

#### 記

#### 1. 企業価値の向上ならびに株主共同の利益確保への取組み

当社は、我が国金融マーケットの中核的機能・役割を担う東京、大阪、名古屋などの証券取引所、そのビルのオーナー企業として、1947年（昭和22年）に創立されてから、今年で60周年を迎えることになりました。

この間、当社は、「快適なオフィス環境と住まう人に心から満足していただける生活空間を提供する」という経営理念の下、不動産の賃貸・販売・資産開発証券化の3部門を基幹事業とし、常に時代の変化を先取りし、ユーザーの多様なニーズに応え、多くのユーザーから確かな信頼のもと高い評価を得て事業展開を行ってまいりました。

また、当社は更なる企業価値の増大と株主共同の利益の確保を目指し、2005年11月に、2009年3月期までの3か年中期経営計画「Growth 2009」を策定いたしました。

この計画では、今後の当社の企業価値の持続的成長を図るための諸施策を示すとともに、「証券市場のダイナミズムを支える企業」としての当社の特長を活かしていくことを明確にしております。特に、ビル賃貸事業におきましては、その中核に証券取引所に対する施設賃貸事業があります。言うまでも無く、証券取引所は、我が国金融マーケットの根幹を担う極めて公共性の高い機関であり、その施設を提供する当社においては、その社会的公器としての機能を維持・向上するために、施設面から支えるという重要な役割・使命が課せられております。このような観点から、現在、東京、大阪に続き、名古屋の証券取引所ビルの建替えを行っているところであります。

加えて、兜町（東京）、北浜（大阪）、伊勢町（名古屋）において、地域の活性化と業容の拡大、収益力の強化を目指し、オフィスビル、商業施設、ホテル等の開発などに鋭意取り組んでおります。

一方、お客様の不動産に係る価値観が多様化するなか、住宅開発事業においては、他社とのコラボレーションによる大規模マンション分譲の他、自社単独の住宅開発事業への進出、更に賃貸住宅事業分野においては、「コレクティブハウス」という新しい事業分野への展開にも取り組んでおります。

資産開発証券化事業については、証券化手法を活用した開発事業等を展開するとともに、アセットマネジメントなどのフィービジネスの一層の拡大を図っております。また、プライベートファンドについても資産拡大など戦略的展開を図っております。

当社としては、このような中期経営計画の着実な実現に向けた不動産の賃貸・販売・資産開発証券化の様々な取組みが、当社の企業価値ひいては株主価値の向上につながり、株主を始めとするあらゆるステークホルダーからの厚い信頼と利益に資するものと深く確信しております。

#### (Growth 2009)

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1. 連結売上高：320億円  | 5. EBITDA：140億円以上 |
| 2. 連結営業利益：100億円 | 6. D/Eレシオ：1.5倍以下  |
| 3. 連結経常利益：90億円  | 7. ROA：5.0%以上     |
| 4. 連結当期純利益：50億円 | 8. ROE：7.0%以上     |

## 2. 本プランの導入の目的

当社は、前述のとおり3か年中期経営計画「Growth 2009」のもとで、当社の企業価値の向上ならびに株主共同の利益確保のための取組みを一層推進してまいり所存ですが、昨今、相手先企業との十分な協議を行うことなく、株式の大量買付けが突然行われるケースがあります。この買付提案に応ずるか否かは最終的には株主の皆様のご判断によるものと考えますが、当社の企業価値と株主共同の利益につながるものであれば、当社自身もこれを受け入れます。

しかし、この判断を下すためには、買収の目的や条件等の情報を十分に把握した上、当社の使命や企業価値、株主共同の利益を毀損しないかなどを検討、当社としての意見を示す必要があります。

このように、当社は、買収を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続

を、明確かつ具体的に示した本プランの導入を決定しました。

本プランは、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し適正な判断を行えるようにすることに加え、当社の企業価値、株主共同の利益を毀損することになる悪質な大量買付けを抑止することを目的としております。

なお、本プランは、関係諸法令、裁判例、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則等ならびに経済産業省および法務省の定めた「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」等に則っております。

### 3. 本プランの概要

本プランは、一定規模以上の当社株式の買付けを行おうとする者（「4. 買付プロセス」において定義します。以下「大量買付者」といいます。）に対し、次の「4. 買付プロセス」に記載する手続（以下「買付プロセス」といいます。）に従い、当社に事前に十分な情報提供を行っていただくとともに、この情報提供に基づき当社が、大量買付者が行う買付けに対する賛否について、十分な検討期間を確保することを目的とするものです。

この目的を達成するために、当社は、①大量買付者が、買付プロセスを遵守しないと当社取締役会が判断した場合、または②大量買付者が行う買付けが、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなどの濫用目的であると当社取締役会が判断した場合には、対抗措置を取ることとします（ただし、対抗措置を取らない場合もあります）。なお、当社取締役会は、この判断に際して、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者から構成される委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重いたします。

上記の本プランにおける対抗措置として、新株予約権の無償割当等、法令等および当社定款上認められる対抗措置を用いる場合があります。

### 4. 買付プロセス

#### (1) 定義

以下の①または②に該当する買付けを「大量買付け」といい、この大量買付けを提案する者または行う者を「大量買付者」といいます。

①当社の株券等(※1)について、保有者(※2)とその共同保有者(※3)の株券等保有割合(※4)の合計が20%以上となる買付けその他の取得

②当社の株券等(※5)について、公開買付(※6)者とその特別関係者(※7)の株券等所有割合(※8)の合計が20%以上となる公開買付け

※1 証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

※2 証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)

※3 証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)

- ※4 証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。
  - ※5 証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。
  - ※6 証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けをいいます。
  - ※7 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)
  - ※8 証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。
- 以下、別段の定めがない限り同様とします。

## (2)大量買付者による情報提供

大量買付者には、大量買付けに着手する前に、当社取締役会宛に、買付プロセスに従う旨を記載した書面（以下「買付プロセス承諾書」といいます。）および下記の①～⑧に掲げる事項を記載した書面（以下「買付情報書」といいます。）を提出していただきます。書面はすべて日本語により作成していただきます。なお、「買付プロセス承諾書」または「買付情報書」が提出された場合は、当社取締役会または独立委員会が適切と判断する事項について、ただちに株主の皆様へ開示いたします。

当社取締役会または独立委員会は、両書面を受領後 10 営業日以内に大量買付者に対して⑧に掲げる情報を求めることがあります。また、その後、当社取締役会または独立委員会は、必要に応じ大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

- ①大量買付者とそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社・共同保有者、特別関係者を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（名称、住所、日本国内連絡先、資本関係、財務内容、事業内容、構成員など）
- ②大量買付けの目的・方法・内容（大量買付けの対価額・種類、買付時期、関連する取引の仕組み、大量買付方法の適法性、大量買付けの実行可能性など）
- ③大量買付行為に関して大量買付者以外の第三者との間に意思連絡がある場合には、その相手方および内容
- ④大量買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付けにより得られる予想シナジーの額・算定根拠など）
- ⑤大量買付資金の裏づけ（実質提供者を含む資金提供者の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容など）
- ⑥大量買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策（株式の売却や交換、上場廃止、事業の売却や撤退、事業方針の変更、資産の売却、負債額の変更、経営陣の変更など）
- ⑦大量買付後の当社グループの利害関係者（従業員、取引先、顧客など）に関する方針
- ⑧その他、当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

## 5. 当社取締役会の判断

### (1) 独立委員会

#### ① 独立委員会の設置

当社は、本プランの導入に際し、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断または過剰な対抗措置の発動を防止するため、企業経営について高度の見識を有しており、かつ当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役または社外有識者（弁護士、公認会計士等の専門家）から構成する独立委員会を設置します。

独立委員会委員は3名以上とします。

#### ② 独立委員会の権限等

独立委員会は、当社取締役会が大量買付けへの対抗措置を行うか否かを決定するに当たり、当該大量買付けが買付プロセスに従ったものであるかどうか、濫用目的に該当するかどうか等を検討の上決議し、その結果を当社取締役会に対する勧告として、その理由・根拠とともに当社取締役会に提示します。当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会による上記勧告を最大限尊重するものとします。

なお、独立委員会が上記検討を行う期間は、独立委員会が大量買付者による情報提供が完全に行われたと判断した日の翌日から起算した60営業日間とします。ただし、合理的な理由がある場合には、独立委員会はその検討期間を必要な範囲内で最長で30営業日間延長することができるものとします。延長する場合は、その理由および期間を開示いたします。独立委員会が上記検討を行う期間は、大量買付者には大量買付けを控えていただきます。

独立委員会の詳細については、別紙3「独立委員会規則」および別紙4「独立委員会の委員略歴」をご参照ください。

### (2) 大量買付者が買付プロセスを遵守しない場合

独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守しないと判断した場合、当社の企業価値向上および株主共同の利益確保のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であること、その他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

### (3) 大量買付者が買付プロセスを遵守する場合

独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守していると判断した場合、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守していると判断した場合であっても、当該大量買付者が行う大量買付けが当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなどの濫用目的によるものと判断するときは、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。具体的には、以下に掲げる場合に該当すると判断したとき、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

① いわゆるグリーンメイラー。すなわち、大量買付けが株価をつり上げ、これを当

社または当社の関係者等に引き取らせることを目的とする場合

- ②いわゆる焦土化。すなわち、大量買付けが当社の経営を一時的に支配し、経営上のノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うことを目的とする場合
- ③大量買付けが当社の資産を大量買付者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的とする場合
- ④大量買付けが当社の不動産や有価証券などの資産等を処分し、その利益によって一時的な高配当を得、またはこれによる株価上昇後の株式売り抜けを目的とする場合
- ⑤いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。）など、大量買付けが株主の皆様売却を事実上強要するおそれがある場合
- ⑥大量買付者の大量買付けの条件等（対価の価額・種類、対価の価額の算定根拠等）ならびに買付けの内容、時期および方法等が当社の企業価値に鑑み、著しく不十分または不適当な場合
- ⑦大量買付者の支配権取得により、株主の皆様はもとより、お客様、取引先、従業員その他当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値が著しく損なわれることが予想されたり、当社の企業価値の維持および向上を著しく妨げるおそれがある場合、または大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後する場合
- ⑧大量買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく損なうものである場合
- ⑨大量買付者の経営者または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、公序良俗の観点から大量買付者が当社の支配権を取得することが不適切である場合
- ⑩その他上記①ないし⑨に準じる場合で、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合

## 6. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、新株予約権の無償割当等、法令等および当社定款上認められる対抗措置を用いる場合があります。

本プランにおける対抗措置としての新株予約権の無償割当の詳細については、別紙2「新株予約権の要項」をご参照ください。

## 7. 情報の開示について

当社は、上記5.(2)および(3)の独立委員会が取締役会に対して行った勧告内容、ならびに6. 本プランにおける対抗措置の具体的内容等について、ただちに株主の皆様

様に開示いたします。

## 8. 本プランの有効期間、廃止および改定

本プランの有効期間は、平成19年6月27日開催の当社定時株主総会において出席株主の皆様のご議決権の過半数のご承認をいただいた時から、平成20年度決算に関する当社定時株主総会（平成21年6月開催予定）終結の時までとします。ただし、有効期間内であっても、当社株主総会で本プランを廃止する議案が承認された場合、または当社取締役会で本プランを廃止する決議が行われた場合には、本プランを廃止いたします。

なお、本プランの有効期間内において、法令や証券取引所の規則などの新設または改廃に伴い、本プランに定める条項または用語の意義等に改定を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本プランに定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で改定することができるものとします。

当社は、本プランが廃止または改定された場合には、ただちにその旨を株主の皆様へ開示いたします。

## 9. 株主および投資家の皆様への影響

### (1) 本プランの導入時に与える影響

本プランの導入時点では新株予約権の割当ては行われませんので、株主の皆様または投資家の皆様の権利・利益には具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 本プランに定める対抗措置の発動時(新株予約権の割当て時および行使時)に与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当を行うことを決議した場合には、当社は、割当に係る基準日を公告し、当該基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様へ新株予約権を無償で割り当てるため、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。

新株予約権の割当て時には、当社取締役会が新株予約権の割当決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、新株予約権が無償にて割り当てられます。この場合において、本プランに違反した大量買付者およびこの者と一定の関係にある等の例外事由該当者は新株予約権を行使できないため、他の株主の皆様の新株予約権行使によって、結果的に大量買付者の法的権利または経済的利益に不利益が発生するおそれがあります。また、仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の新株予約権の行使手続を行わない場合には、他の株主の皆様の新株予約権の行使によって、結果的に当該株主の法的権利または経済的利益に不利益が発生するおそれがあります。

なお、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の条項を適用した場合には、株主の皆様において、新株予約権行使の手続は必要ありません。

また、対抗措置として新株予約権の無償割当を当社取締役会が決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主様が確定した後において、例えば、大量

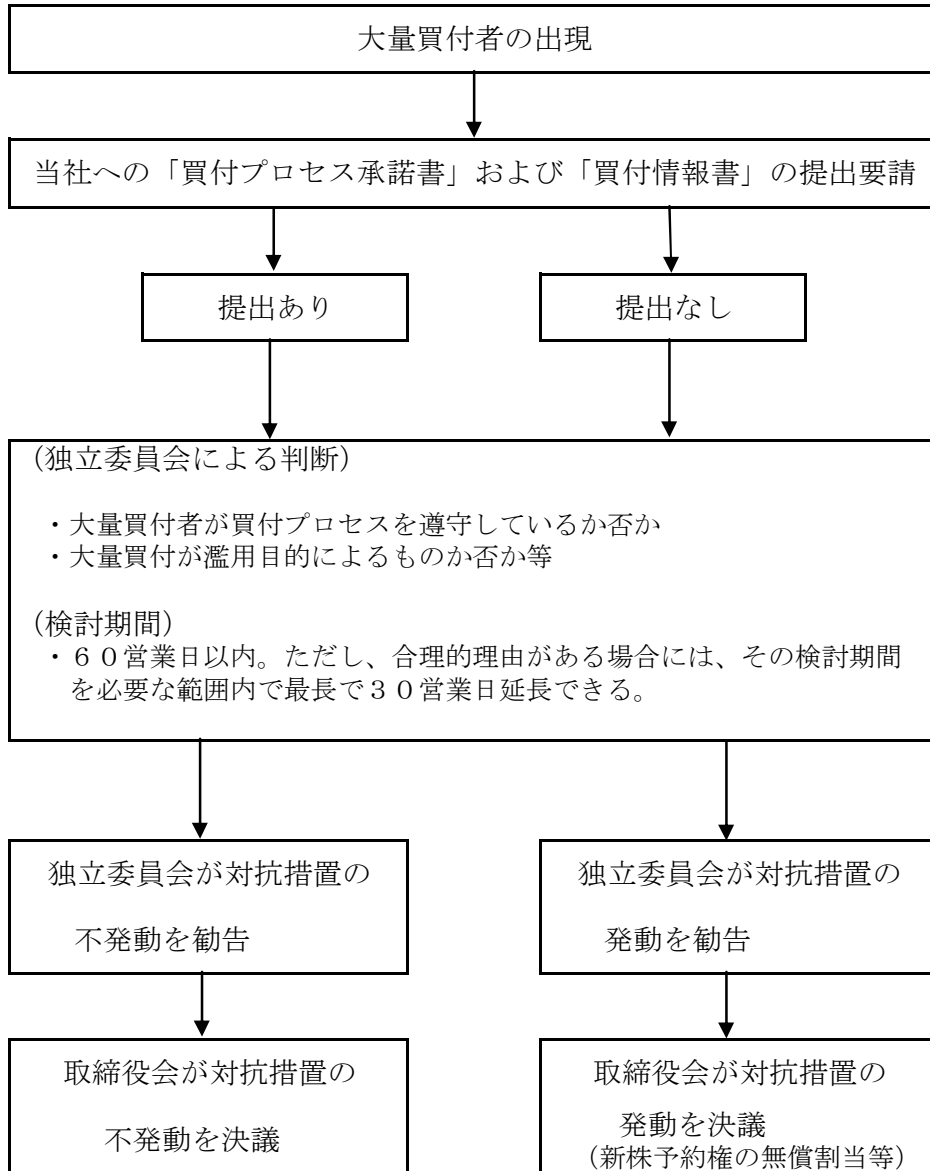
買付者が大量買付け等を撤回する等の事情により、当社が、新株予約権の割当てを中止し、または無償割当された新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様には、株価の変動により相応の損害が発生する場合があります。

以 上

- 別紙1 本プランの内容（大量買付けが開始された場合のフローチャート）
- 別紙2 新株予約権の要項
- 別紙3 独立委員会規則
- 別紙4 独立委員会の委員略歴
- 別紙5 当社株式の状況（平成19年3月31日現在）

別紙1

本プランの内容（大量買付けが開始された場合のフローチャート）



(注)

上記フローチャートは、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に対する理解を容易にすることを目的として作成したものであります。詳細については本文をご覧ください。

## 新株予約権の要項

### I. 本新株予約権の内容

(a) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、当社取締役会で別途定める割当てにかかる基準日における最終の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式の数を除く。）と同数とする。

(b) 各本新株予約権の発行価額

無償とする。

(c) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上とする。

(d) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

当社取締役会が別途定めるものとする。

(e) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

(f) 本新株予約権の行使条件

1) 以下のいずれかに該当する者は本新株予約権を行使できない。

① 大量買付者（注1）

② 大量買付者の共同保有者（注2）

③ 大量買付者の特別関係者（注3）

④ ①ないし③に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受または承継した者

⑤ ①ないし④に該当する者の関連者（実質的に、大量買付者が支配し、大量買付者に支配されもしくは大量買付者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、または大量買付者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。）

注1：「大量買付者」とは、(i)当社が発行者である株券等(証券取引法第27条

の 23 第 1 項に定義される。) について、保有者 (同法第 27 条の 23 第 1 項に定義される保有者をいい、同第 3 項に基づき保有者に含まれるものを含む (当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)) とその共同保有者 (注 2 に定義される。) の株券等保有割合 (同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。) の合計が 20%以上となった者またはそのようになったと当社取締役会が認める者、または(ii)当社が発行者である株券等 (同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。) について、買付け後における公開買付け (同法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。) 者とその特別関係者 (注 3 に定義される。) の株券等所有割合 (同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。) が 20%以上となる公開買付けの開始公告を行った者をいう。

注 2 : 「共同保有者」とは、証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む (当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。))。

注 3 : 「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいう (当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。))。

- 2) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、①所定の手続の履行もしくは②所定の条件 (一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。) の充足、または③その双方 (以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。) が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- 3) 上記 2) にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、①自らが米国 1933 年証券法ルール 501 (a) に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明、保証し、かつ②その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引 (ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。) によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D および米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。

なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記①および②を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- 4) 上記 1)ないし 3)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(g) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権の効力発生日から 2 か月以内の当社取締役会が別途定める期間とする。

(h) 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当の効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、本新株予約権 1 個につき当社普通株式 1 株を交付することにより、上記(f) 1)記載の①ないし⑤のいずれにも該当しない者の有する本新株予約権を取得することができる。

(i) 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の本新株予約権の交付およびその条件

当社取締役会が別途定めるものとする。

(j) 新株予約権証券の発行制限

本新株予約権証券は、これを発行しない。

(k) 本新株予約権の消却事由等

本新株予約権の消却事由および消却条件は、これを定めない。

## II. 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社取締役会で別途定める割当てにかかる基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1 株につき 1 個の割合で本新株予約権を無償で割り当てる。

## III. 本新株予約権無償割当の効力発生日

当社取締役会が別途定めるものとする。

#### IV. 法令の改正等による修正

法令の新設または改廃により、上記に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以 上

## 独立委員会規則

### 第1条（目的）

- 1 独立委員会は、当社株式の大量買付けが行われようとしている場合、または行われた場合において、当該大量買付けを行う大量買付者が買付プロセスを遵守しているか否か、および当該大量買付けが当社の企業価値および株主共同の利益を損なうなどの濫用目的によるものか否かを公正・中立な第三者の視点から判断し、当社取締役会が当該大量買付けへの対抗措置として新株予約権の無償割当等を行うことが相当かどうかを取締役に勧告することにより、当社取締役会による恣意的な判断または過剰な対抗措置を防止することを目的として設置されるものとする。
- 2 本規則において用いられる用語は、別途明示に定められる場合を除き、本プラン（当社取締役会にて決議され、株主総会による承認を得た「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」をいう。以下同じ。）で定義された意味と同一の意味を有するものとする。

### 第2条（設置）

独立委員会は、当社取締役会がこれを設置する。

### 第3条（組織）

- 1 独立委員会は、独立委員会委員の全員をもって構成する。
- 2 独立委員会委員は、3名以上とする。
- 3 独立委員会委員は、当社社外取締役、当社社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士等の専門家）のうち、以下の条件を満たす者の中から当社取締役会により選任される。
  - (1) 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、総称して「当社等」という。）の取締役（ただし、社外取締役を除く。以下同じ。）または監査役（ただし、社外監査役を除く。以下同じ。）等となったことがないこと
  - (2) 現在または過去における当社等の取締役または監査役の親族でないこと
  - (3) 当社等との間に特別利害関係がないこと
- 4 独立委員会委員は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

#### 第4条（任期）

独立委員会委員の任期は、就任した日から2回目に到来する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 就任後最初に到来する本プランの有効期限が経過したとき
- (2) 当社社外取締役または当社社外監査役である独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなったとき

#### 第5条（職務）

1 独立委員会は、大量買付者から当社取締役会に提出された買付情報書に記載された情報に基づいて、以下の各号に掲げる事項を検討の上決議し、大量買付者から情報提供が完全に行われた日の翌日から起算して60営業日以内（ただし、合理的な理由がある場合には、必要な範囲内で最長で30営業日間延長できるものとする。）に当社取締役会に対して勧告を行う。

- (1) 大量買付けが当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど濫用目的によるものか否か
- (2) 新株予約権の無償割当の適否
- (3) その他、本プランに関し当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

2 独立委員会は、前項の勧告を行うにあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点から判断しなければならず、専ら自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

3 独立委員会は、第1項各号に掲げる事項に加え、以下の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 大量買付者から得た情報、独立委員会の決定および当社取締役会の決定等、本プランに関する情報につき株主に対して開示すべき時期および開示すべき内容の決定
- (2) 大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
- (3) 大量買付者が買収プロセスを遵守しているか否かについての判断
- (4) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

4 独立委員会は、買付情報書の記載内容が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じてまたは独自に、大量買付者に対し、情報を追加的に提出するよう求めるものとする。

5 独立委員会は、大量買付者から買付情報書および当社取締役会または独立委員会から追加提出を求められた情報が提出された場合、当社取締役会に対して、所定の合理的な期間内に、大量買付者の大量買付けの内容に対する意見およびその根拠となる資

料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう求めることができる。

- 6 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を求め、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- 7 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家）の助言を得ることができる。

#### 第6条（招集）

- 1 独立委員会の各委員および当社取締役会は、大量買付けがなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- 2 独立委員会の招集通知は、各独立委員会委員に対し開催日の3日前までに発信しなければならない。ただし、緊急のときはこれを短縮できるものとする。
- 3 独立委員会委員の全員の同意がある場合には、前項の招集手続を経ずに独立委員会を開催することができる。

#### 第7条（議長）

- 1 独立委員会の議長は、独立委員会で予め定めた者がこれに当る。
- 2 前項に規定する者に事故あるときは、予め独立委員会で定めた順序により、他の独立委員会委員が代行する。

#### 第8条（決議の方法）

- 1 独立委員会の決議は、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数の賛成をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員に事故その他やむを得ない事由がある場合には、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行うことができる。
- 2 独立委員会委員が独立委員会を欠席するときは、原則として開催日の前日までに、その旨を理由とともに書面で事務局に届出なければならない。
- 3 独立委員会の決議に関して特別の利害関係を有する独立委員会委員は、決議に参加することができない。
- 4 独立委員会は、決議の結果を、理由を付して速やかに当社取締役会に勧告しなければならない。
- 5 当社取締役会は、前項の独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。

#### 第9条（議事録）

独立委員会の議事については、その経過要領および結果を記載した議事録を2通作

成し、出席した独立委員会委員が記名押印する。

第10条（株主等への情報の開示）

独立委員会の勧告内容については、当該事項についての当社取締役会の決議内容を  
開示する際に、その概要を開示するものとする。

第11条（改廃）

本規則の改廃は、当社取締役会の決議による。

付 則

本規則は、平成19年6月27日より施行する。

別紙4

独立委員会の委員略歴

<社外取締役>

梅原馨（うめはら かおる）

（略歴）

昭和32年4月 共和証券株式会社 入社  
昭和35年11月 共和証券株式会社 取締役  
昭和56年11月 共和証券株式会社 取締役 社長（現職）  
平成10年6月 当社社外取締役（現職）  
平成11年7月 東証正会員協会 会長  
平成16年6月 株式会社ジャスダック 監査役  
平成16年7月 日本証券業協会 理事

<社外監査役>

金田尚武（かねだ よしたけ）

（略歴）

昭和44年4月 大阪証券取引所 入所  
平成13年2月 大阪証券取引所 調査部長  
平成14年6月 大阪証券取引所 監査役  
平成16年6月 大阪証券取引所 取締役  
平成17年6月 当社社外監査役（現職）  
平成17年8月 財団法人日本証券経済研究所 理事（現職）

<社外監査役>

角谷正彦（かどたに まさひこ）

（略歴）

昭和33年4月 大蔵省入省  
昭和58年6月 東海財務局長  
昭和63年6月 大蔵省証券局長  
平成2年6月 国税庁長官  
平成6年12月 中小企業金融公庫 総裁  
平成12年1月 株式会社日本興業銀行顧問  
平成16年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ監査役（現職）  
平成18年6月 当社社外監査役（現職）

当面、独立委員会委員は、上記3名とし、今後必要に応じ増員を行うことがあります。

以 上

別紙5

当社株式の状況（平成19年3月31日現在）

- 1. 発行可能株式総数           299,171,000 株
- 2. 発行済株式総数           145,770,261 株
- 3. 株主数                       27,257 名

4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資の状況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,176 千株	6.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,919 千株	6.80%
トイェ バンク アーゲー ロンドン610	3,548 千株	2.43%
クラリデン バンク	3,387 千株	2.32%
ドイツ証券株式会社	2,375 千株	1.63%
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド（ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社）	2,362 千株	1.62%
ユービーエス エイジー ロンドン アジア エクイティーズ	2,291 千株	1.57%
株式会社りそな銀行	2,229 千株	1.53%
大和生命保険株式会社	2,139 千株	1.47%
クレディ スイス セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド	1,751 千株	1.20%